大阪府条例第　　　号

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例の一部を

改正する条例

（大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例の一部改正）

第一条　大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例（昭和六十一年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （指定管理者の指定）第七条　（略）２　委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立博物館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。（指定管理者の業務の実施状況等の評価）第九条　委員会は、指定管理者が行う第四条各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。２　委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 | （指定管理者の指定）第七条　（略）２　委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。（指定管理者の業務の実施状況等の評価）第九条　委員会は、指定管理者が行う第四条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。２　委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 |
|  |  |

（大阪府立博物館条例の一部改正）

第二条　大阪府立博物館条例（平成二年大阪府条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （指定管理者の指定）第五条　（略）２　委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立博物館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。（指定管理者の業務の実施状況等の評価）第七条　委員会は、指定管理者が行う第二条各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。２　委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。（利用料金）第九条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略） | （指定管理者の指定）第五条　（略）２　委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。　一　大阪府立弥生文化博物館　大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会　二　大阪府立近つ飛鳥博物館　大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会（指定管理者の業務の実施状況等の評価）第七条　委員会は、指定管理者が行う第二条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。２　委員会は、前項の規定により評価を行うときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。　一　大阪府立弥生文化博物館　大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会　二　大阪府立近つ飛鳥博物館　大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会（利用料金）第九条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

２　大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 執行機関 | 公の施設 | 名称 |
| （略） | （略） | （略） |
| 教育委員会 | （略） | （略） |
| 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館 | 大阪府立博物館等 |

 | 別表第二（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 執行機関 | 公の施設 | 名称 |
| （略） | （略） | （略） |
| 教育委員会 | （略） | （略） |
| 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立近つ飛鳥博物館 | 大阪府立近つ飛鳥博物館等 |
| 大阪府立弥生文化博物館 | 大阪府立弥生文化博物館 |

 |
|  |  |